

第五十二回帝國議會
衆議院

銀行法案外四件委員會會議錄(速記)第十五回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
兌換銀行券整理法案(政府提出)
信託業法中改正法律案(牧野良三君外二名提出)

會議

昭和二年三月十四日(月曜日)午後一時
三十三分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 小野 義一君

理事 荒井 健三君

理事 佐々木長治君

理事 清水 長郷君

加藤政之助君

淺川 浩君

山口 嘉七君

神崎 勳君

木暮武太夫君

金光 庸夫君

同日委員村上國吉君辭任ニ付其ノ補闕

トシテ同日川崎安之助君ヲ議長ニ於テ

選定セリ

同月信託業法中改正法律案(牧野良三

君外二名提出)ノ審査ヲ本委員ニ付託

セラレタリ

出席國務大臣左ノ如シ

大藏大臣 片岡 直温君

出席政府委員左ノ如シ

大藏省銀行局長 松本 脩君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

兌換銀行券整理法案(政府提出)

○小野委員長 是ヨリ開會致シマス

○原委員 大藏大臣ニ御尋ネ致シタイ

ノデアリマス、御提案ニナッタ兌換銀行券

整理法案ノ根本義ニ關スル問題デアリ

マスガ、此法案ノ立法方ハ私ガ申スマ

デモナク、政府ハ日本銀行ヲシテ昭和

十七年三月三十一日ニ於ケル五圓、十

圓、二十圓、百圓ノ各兌換銀行券ノ發行

高ヲ、同年四月一日ニ於ケル兌換銀行

券ノ發行高ヨリ除去シテ、サウシテ其

除去シタル發行高ニ相當スル金額ヲ即

日國庫ニ納付スベシ、斯ウ云フ法律ノ

立法方ニ相成ツテ居ルデアリマス、所

ガハ未來ノ事デアリマスケレドモ、

今日マデ兌換銀行券ガ減失シテ、抽

象的ニ考ヘレバ其減失シタル銀行券ノ

利得ト云フモノハ、是ハ當然日本銀行

ノ利得ニ歸スベキモノデアラネバナラ

ヌ道理デアルト思フデアリマス、現

ニ政府ハ明治四十二年十二月末日ニ於

テ、臺灣銀行ニ於ケル銀券ノ回收ニ關

シテ二萬三千二百十四圓ト云フモノ

ヲ、是ハ臺灣銀行ノ利得ニ歸セシメテ

居ル、サウスルト此原則ニ基ケバ、矢張

今度ノ此日本銀行ガ利得スベキ金額

ヲ、言葉ヲ換ヘテ申スト日本銀行ノ所

有權ヲ——財產權ヲ橫合カラ出テ是ハ

國庫ノモノデアルトシテ、恰モ之ヲ橫

奪スルヤウナ法律規定ヲ設ケルト云フ

ノハ、是ハ法律萬能ノ力ヲ以テシテモ、

斯ウ云フコトハ出來ナイデアリマ

ス、是カラ未來ニ於テ、日本銀行ガ發行

スル兌換銀行券ニ關シテハ、利得シタ

モノガアッタナラバ、政府ニ之ヲ寄越セ

ト云フコトノ規定ナラバ分ツテ居ルケ

レドモ、既ニ日本銀行ニ利得シタル、想

像上利得シタルモノト看做スベキ其金

額ニ付テマデモ、是ハ國庫ニ歸屬スベ

キモノデアルカラ、之ヲ國庫ニ納付セ

ヨト云フコトヲ命令シテ居ル法律ハ、

私ハ甚ダ不當ナル法案デアルト思フノ

デアリマス、少クトモ政府ハ臺灣銀行

ノ場合ト同一轍ニ出デナケレバナラ

ヌ性質ノモノデアルト思フニモ拘ラ

ズ、一方ニ於テハ銀行ニ之ヲ利得セシ

メテ置キナガラ、一方ニ於テハ政府ガ

之ヲ利得スルト云フ如キ矛盾シタル政

策ヲ執ルト云フコトハ、此點カラ見テ

モ甚ダ不都合デアルト思フデアリマ

ス、又前回ニ於テ、政府委員ハ諸外國ニ

於テモ大體ニ於テ斯ウ云フ例デアルト

云フ御話デアリマシタケレドモ、私ガ

調査シタ所ニ依ルト、例ヘバ英蘭銀行

ノ如キデハ、總テ其利得ハ英蘭銀行ノ

所得ニ歸シテ居ルト云フコトニナツテ

居ル、先ヅ此點ニ關シテ大藏大臣ノ所

見ヲ伺フテ置キタイと思フ

○片岡國務大臣 極メテ重大ナル問題

デアリマスガ、政府ハ今原君ノ御述べニ

ナリマシタ趣旨ト反對ノ考ヲ持ツテ居

リマス、一體兌換券ノ發行ト云フコト

ハ、國家ノ權能、即チ政府ノ權能デア

ル、日本銀行ガ勝手ニ兌換券發行ヲス

ルト云フ權能ハ無イ筈デアリマス、ソ

レカラ又今回ノ減失ノ重ナル原因ハ、

減失、毀損、種々ゴザイマセウガ、結局

國民ノ間ニ生ジタ損デアリマス、ソレ

故ニ其損ヨリ生ズル益金ハ國家ニ歸屬

スルト云フコトガ當然ナリト考ヘテ居

リマス、今臺灣銀行ノ例ヲ御舉ゲニナ

リマシタガ、私ハ當時其事ニ關シテハ

詳シク存ジテ居リマセヌガ、臺灣ノ方ノ

モノハ益金ナルモノガ生ジテ臺灣銀行

ニ歸屬シタトハ云ヘマス、其中引

換ヘニ出テ來ル者ガアレバ拂ハナクチ

ヤナリマス、大キナ金額デアリマ

シタナラバ、法律ヲ作ツテ一旦國ニ移シ

テ置イテ、引換ヲシニ來タ場合ニハ、國

ガ拂ツテヤルト云フ途ヲ執ルノデアリ

マセウガ、極メテ金額ガ少イノデ、ソレ

カラ又其利益トシテ其利益處分ヲスル

ト云フコトハ、若モシテ居ルトスレバ

假處分デアリマス、結局引換ヲ要求シ

テ來レバ引換ヲセナイト云フコトハ云

ヘ得ナイと思ヒマス、ソレ故ニ臺灣銀

行ノ例ヲ以テ、直ニ此場合ニ當儀メル

所マデニ到達シテ居ラヌと思ヒマス

○原委員 臺灣銀行ノ分ニ付テハ、前

會ニ於テ政府委員ノ説明ニ依レバ、吾

吾ニ配布サレタ所ノ參考書ニ基イテ、

二萬三千二百十四圓ト云フモノハ、大

如何デスカ

○松本政府委員 此前申上ゲマシタヤ

分リマセヌデシタガ……

○原委員 臺灣銀行カラ發行シテ居ル

局者ガ彼此レ矛盾シタ御答辯ヲナサレ

テハ困ルノデス

體臺灣銀行ノ利得ニ歸セシメタノデア

○松本政府委員 此前申上ゲマシタヤ

銀券ニ付テ、明治四十二年十二月末日

○片岡國務大臣 私ハ今申上ゲマシタ

ル、斯ウ云フ言明ヲセラレテ居リマス、

ウニ、法律上ハ、臺灣銀行ニ於テ發行シ

マデニ回收ヲ了セザリシモノト認メ

如ク、直覺ノ問題ヲ受取ツテ、直覺ニ御

併シ吾ミハ若シ臺灣銀行ヘ滅失セザリ

タル一圓銀行券ノ引替ハ四十二年ノ三

マデニ應臺灣銀行ノ利得デアルト認メ

答シタノデアリマスガ、極メテ重大ナ

シ銀券ガ參ッタ場合ニハ、臺灣銀行ハ

月一日限ニナッテ居リマスカラ、其餘ハ

ラレタル二萬三千二百十四圓ト云フモ

ル關係ガアリトシテ、根本ヲ御聞ニナ

何トシテモ其責任ヲ免レル譯ニハ行カ

拂ハナイデ宜イノデアリマス、併シ臺

カ、或ハ百圓カ引換ヲ求メテ來ルモノ

調ヲ致シマス

ナイ、是ハ明カデアアル、併ナガラ現ニ引

ハ利得ニナッテ居ルカモ知レマセヌガ、

ガアル、其場合ニハ之ヲ拒絕スル譯ニ

○原委員 ドウゾサウ願ヒタイ、今御

換ヲ爲シ得ナカッタ所ノ、利得ニナリ得

事實ニ於テハ引換ヘテ居ルノデアリマ

ニモ滅失シタル銀券ガアル、其現ニ滅

銀行條例ト、ソレカラ兌換銀行條例ト

歸セシメタノデアルト云フ御言明デア

ス、大藏大臣ノ云ハレタノモ、實際上ノ

失シタモノハ利得スベキ金デアアルガ、

云フ、此二ツノ法律ヲ以テ、此日本銀行

ツタノデアリマスガ、此政府委員ノ説

事實ヲ述ベラレタノデアリマシテ、事

此金ハ臺灣銀行ノ利得ニ歸セシメナケ

ニ兌換券ノ發行ノ特權ヲ與ヘテアルノ

明ト大臣ノ説明ト、何方ヲ信用シテ可

實ハ引換ヘテ居リマス、臺灣銀行ガ利

レバナラヌモノカ、或ハ政府ノ利得ニ

デス、此法律デ特權ヲ與ヘラレテ居ッ

ナリヤ、是ハ大臣カラ御答辯ヲ願ヒタ

得シテ居ルトハ云ヘナイト思ヒマス

歸セシメナケレバナラヌモノカ、此點

テ、サウシテ銀行ハ自己ノ與ヘラレタ

イ

○小野委員長 サウスルト、四十二年

メナイ限リハ、臺灣銀行ノ利得トモ行

計算内ニ於テ之ヲ發行致シテ居ル、斯

○片岡國務大臣 私ハ今申上ゲタヤウ

ニ解釋シテ居リマス、成程臺灣ハ是ハ

ウ云フ法律ノ立テ方デアアル、サウスル

ト云フト、是ガ滅失シタト云フヤウナ

利得ダト云フ感ジヲ持ッテ居リマセウ

シテ入レテ居ッタノデアリマスカ

メナイ限リハ、臺灣銀行ノ利得トモ行

場合ニ於テハ、一般國民ノ關係デア

ガ、併シ滅失シナイ證據ヲ持ッテ引換ヘ

○松本政府委員 帳簿上ハ一方ハ雜益

イ、金額ノ大キイモノハ解決シタノデ

カラシテ、是ハ國庫ニ歸セシメナケレ

ル時ニハ、是ハ拂ハザルヲ得ヌノデア

デ、又一方ハ雜損デ支拂ッテ居リマス

アリマスガ、餘リ金額ガ小サイモノハ

論ヲ成サナイト思フ、ソレヨリ前ニ先

リマス、之ヲ積立金ノ中ニ入レテ置ク

ツタコトニナルト思ヒマスガ、私ハ大

其儘ニナッテ居ッタノデアリマス、今回

バナラヌト云フ議論デハ、ソレハ其理

ト云フヤウナ處置ハ致シマセウガ、此

藏大臣ニ更ニ此點ニ付テ伺ヒマス、私

ノ問ウテ居ルノハ、明治四十一年後モ

引換ニ來タ分ニ對シテハ、引換ヲ拒ム

際純然タル利得トシテ、株主ニ配當シ

○原委員 サウスルト性質ガマルデ變

フノデアアリマセヌ、現ニ滅失シタル

銀券ニ付テハ、利得者ハ誰デアアルカト

テ宜イト云フモノデハナイト思ヒマ

ツタコトニナルト思ヒマスガ、私ハ大

云フコトヲ尋ネテ居ッタノデアアル、其分

ニ付テハ大藏大臣ハ是ハ國庫ノ利得ニ

ス

ノ問ウテ居ルノハ、明治四十一年後モ

引換ニ來タ分ニ對シテハ、引換ヲ拒ム

コトハ出來ナイ、デアアルカラ此事ハ問

○小野委員長 此事ニ付テ銀行局長ニ

フノデアアリマセヌ、現ニ滅失シタル

銀券ニ付テハ、利得者ハ誰デアアルカト

云フコトヲ尋ネテ居ッタノデアアル、其分

此間私カラモ、此事實ト、斯ノ如ク扱ッ

銀券ニ付テハ、利得者ハ誰デアアルカト

云フコトヲ尋ネテ居ッタノデアアル、其分

ニ付テハ大藏大臣ハ是ハ國庫ノ利得ニ

タト云フ扱ヒト、サウシテ其理由ヲ御

銀券ニ付テハ、利得者ハ誰デアアルカト

云フコトヲ尋ネテ居ッタノデアアル、其分

ニ付テハ大藏大臣ハ是ハ國庫ノ利得ニ

尋ネシタ譯デアリマスガ、大藏大臣ガ

銀券ニ付テハ、利得者ハ誰デアアルカト

云フコトヲ尋ネテ居ッタノデアアル、其分

ニ付テハ大藏大臣ハ是ハ國庫ノ利得ニ

其時御出席ガナカッタカラ、銀行局長ノ

銀券ニ付テハ、利得者ハ誰デアアルカト

云フコトヲ尋ネテ居ッタノデアアル、其分

ニ付テハ大藏大臣ハ是ハ國庫ノ利得ニ

前ノ御答辯ト喰違ッテ居ルヤウニ考ヘ

銀券ニ付テハ、利得者ハ誰デアアルカト

云フコトヲ尋ネテ居ッタノデアアル、其分

ニ付テハ大藏大臣ハ是ハ國庫ノ利得ニ

マスガ、是ハ寧ロ事實ノコトデアリマ

銀券ニ付テハ、利得者ハ誰デアアルカト

云フコトヲ尋ネテ居ッタノデアアル、其分

ニ付テハ大藏大臣ハ是ハ國庫ノ利得ニ

スカラ、銀行局長カラ御答辯ニナッテハ

銀券ニ付テハ、利得者ハ誰デアアルカト

云フコトヲ尋ネテ居ッタノデアアル、其分

ニ付テハ大藏大臣ハ是ハ國庫ノ利得ニ

一足飛ニ道理ガ參ラヌ譯ダト思フノデアリマス、ソコデ前回ニ於テ、此點ニ關シテ政府委員ノ説明ニ依ルト云フト、其點ハ中ニ議論ノアル所デアッテ、今大藏大臣ノ云ハレタヤウナ單純ナ理論デヤ之ヲ解釋スベキモノデハナイ、解決スベキモノデハナイ、是ハ日本銀行ノ利得ニ歸セシムベキモノデアルト云フ議論モアルシ、又政府ノ利得ニ歸シナケレバナラヌト云フ議論ヲスル者モアルダラウ、其點ニ於テハ未ダ問題ヲ解決スル力ヲ持タナイ、何レ是ハ調査研究ヲ重ネル積リデアアル、ソコデ私ハ、然ラバソレハ日本銀行條例ト云フモノヲ改正セラレテ、日本銀行ニ兌換券ヲ發行セシムル所ノ何カ特別ナル規定ヲ更ニ設ケナケリヤイカヌデハナイカ、政府ハ日本銀行條例改正ノ意思アリヤ否ヤ、若シ其意思アリトスルナラバ、一體何時之ヲ改正セラルルノデアアルカ、斯ウ云フ問ヲ爲シタノニ對シテ、ソレハ今調査中デアルト斯ウ云フ御答辯ニ相成ッテ居ル、ソコデ吾々ハ、少クトモ私共ノ考デハ根本ニ於テ此問題ガ解決スルニ非ズンバ、此法案ヲ審議スルコトガムズカシイノデヤナイカ、此法案中デ今カラ新タナル兌換銀行券ヲ發行スル準備ヲ爲スト云フコトハ、是ハ必要ナコトデアリマセウ、併シ先程御尋ネシタル第四條ノ其利得ヲ直ニ政府ノ手ニ收メル、斯ウ云フ他人ノ既得權ヲ直ニ奪去ルト云フヤウナ規定ヲ、法律デ

設ケルト云フコトハ、ソレハ法律デ何事モ規定スルコトハ出來ルト云フ考カラ申セバ、泥棒デモ出來ル、強盜デモ法律デ許セバ出來ルト云フヤウナコトト同ジコトニナル、ソコデハ憲法規定シテアル所有權ヲ尊重シナケレバナラヌト云フコトハ何ニモナラナクナル、ソレニ依テ相當ノ處分ノ途ヲ講ジテアルカ、其根本義ニ關スル大藏大臣ノ所見ハ、先程御述ベニナッタコトデハマダ不十分デアアル、凡テ日本銀行條例ト兌換銀行條例ト云フ此法律ヲ能ク精査ナスツテ、サウシテノ御答辯デアアルナラバ宜シイノデアアリマスケレドモ、唯イキナリ持ッテ行ッテ聰明ナル大藏大臣ノ御答辯ハ、片方政府委員ノ御答辯ト矛盾スルノデアアリマス、ソコデ吾々ハドツチノ云フコトヲ御答ヲ、信ジテ可ナルカト云フコトニ付テ、洵ニ困ル、ソコデ此根本義ニ付テ大藏大臣ハ此金融制度調査會ノ答申ヲ容レテ此法案モ出テ居リ、又日本銀行總裁トモ打合せニナツテ是ハ御出シニナツテ居ルコトト思フノデアアリマスガ、根本義ニ關シテ是マデ如何ナル御論難ガアッテ、如何ナル經過ニ依テ此今回ノ原案ヲ出シタノデアアリマスカ、ソレヲ伺ッテ置キタイノデアアリマス

○片岡國務大臣 詳細ナル道行ハ政府委員カラ御答シタコトデアリマセウガ、結局ノ點ニ至ッテハ、大藏大臣ノ責任ニアルト思ヒマスカラ、私ヨリ申上ゲマス、私ハ法律的ニ言葉ヲ備ヘルコトハ頗ル下手デアリマスガ、今回ノ此兌換券ノ整理ニ關シマシテハ、固ヨリ條例モアリ經過モアルコトデアリマス、此點ニ關シマシテハ學者ノ論トシテ今ノ御話ノヤウナ議論モ必ズアルト思ヒマス、併シ實際ニ於キマシテハ、日本銀行ト致シテモ、此損失ハ國家ニ歸屬スルモノナリト云フ解釋ヲ持ッテ居リマス、私モ亦左様ニ考ヘテ居リマス、ソレカラ金融制度ノ調査委員會ハ、相當御承知ノ通り兌換券ニ對スル學者トシテハ、數少イ中ニモ最モ精通シテ居ラルル委員ガ居ルノデアアリマス、其他相當ノ法律家モ居ルノデアアリマス、種々討議ノ結果、是ハ日本銀行ニ屬スベキモノト云フ議論ハ生ゼスシテ、此法律案ヲ提出スルヤウニナッタノデアアリマス、議論ハ如何ヤウニモ出來マセウガ、實際ニ於テハ其所マデノ穿鑿ノ結果此法律案ヲ出シテ居ル次第デアリマスカラ、何等之ニ付テ日本銀行ガ他日異議ヲ惹起サウ筈モナシ、又是ガ私ハ相當ナリト信ジテ居リマス、唯是マデノ學者其他ニ於ケル議論ノゴザイマシタ經過等ニ付テハ、是ハ銀行局長ノ方ガ大藏省ニ長ク居ルノデアリマスカラ、是ヨリ申上ゲルコトガゴザイマシタラ申上ゲルデゴザイマセウ

○松本政府委員 原君ノ云ハレマス法律論ト、私共ノ申シテ居リマス所トハ、齟齬シテ居リマス點ガ大分アルヤウデス、ソレハ此點ガ一ツ齟齬シテ居ルヤウニ思ヒマス、第一ハ原君ハ之ヲ既得權ダト斯ウ云ハレル、既ニ過去ニ於テ滅失シタル所ノモノデアアルカラ、其利得ハ日本銀行ノ既得權ダ、之ヲ法律ヲ以テ奪フノハ不穩當ダト斯ウ云フ風ニ云ハレル、一點ガ原君ノ御說ノ根據ヲ成シテ居ルヤウニ伺ヒマス、私共ハサウハ考ヘマセヌノデゴザイマス、ソレハ此兌換銀行券條例ニ依リマシテモ、日本銀行ハ兌換券ノ發行高ニ相當スル所ノ準備ヲスル、サウシテ常ニ其兌換券ニ對シテ發行シタダケノモノハ利得ヲ生ズルト云フ考ハナイノデアアリマス、兌換銀行券條例ノ精神カラ云ッテモ、之ヲ利得サセヤウト云フ考ハナイノデアアリマス、利得スルト云フコトハ、ソレカラ割引シテ行ッテ利得ヲスルノデアアリマスガ、兌換銀行券ノ元金ハソレダケニ相當ノ睨ミガ必ズ附ケテアルノデアリマス、精神ハ其處ニ在ルノデアリマス、デアリマスカラ過去ニ於テ滅失致シマシテモ、幾ラ兌換券ガ滅失シテ居リマシテモ、今利得ヲ得テ居ル譯デハナイノデアアリマス、日本銀行ハ永劫デアリマス、日本銀行ノ在ル限リソレニ對スル準備ハシテ居ラナケレバナラヌ、ソレニハ利得ヲ持ッテ來ナイ、ソコヲ此法律デ以テ明ニ是ダケノ利得ト云フモノガ爰ニ出テ來ルト云フヤウニ法律デ定メマシテ、ソレデ此法律ヲ以テ出テ來タ時ニハソレヲ國ノ所屬ニ

サセヤウ、斯ウ云フ法律ノ立前デアリマスカラ、兌換銀行券條例ノ精神ニ少シモ反シテ居ラナイノデアリマス、ソレデ少シモ私共ハ不穩當トハ思ヒマセヌ、其點ガ或ハ解釋上ノ相違ハアルカモ知レマセヌガ、然レバコソ佛蘭西デモ白耳義デモ獨逸デモ、何處ノ國デモ斯ウ云フ法律ヲ設ケマシテ、ソレヲ國家ニ歸屬セシメテ居リマスノデス、私共ハ法理上ヨリ考ヘマシテ、是ハ決シテ不穩當デナイト考ヘテ居ルノデアリマス

○原委員 今ノ銀行局長ノ御議論ハ、私ノ御尋ネ致スコトハ符合シナイノデアリマス、私ノ申シマスノハ、正貨準備ノ問題デハナイ、政府ハ最初日本銀行條例ニ依テ、銀行券ヲ發行スル時ニ於テハ、是ノ準備ヲシナケレバナラスト云フ規定ヲ設ケテ居ルコトハ是ハ明カデアル、其正貨準備ナルモノハ兌換銀行券ノ信用ヲ得ル爲ニ、又國民ガ要求スル爲ニ準備スル所謂準備金デア

ル、ソコデ其準備ト云フモノト、今私ガ御尋ネスル問題トハ是ハ別デアル、是ガ第一、第二ニハ愈減失シタカ、セヌカト云フコトヲ決濟スルト云フコトト、現ニ減失シテ居ルト云フコトヲ混同サレテハ議論ニハナラナイ、現ニ減失シテ居ル、例ヘバ吾ミガ家ヲ持ッテ居ル、或ハ會社ナラ會社ガ家ヲ持ッテ居ル、ソレガ減失シタ、燒ケタガマダ決算期ニ至ラナイカラ、損ニナッタカ利得ニ

ナッタカト云フコトハ分ラヌ、決算期マデハ燒ケタトモ付カズ、損失トモ付カズト云フ議論ト同ジコトデアル、併シ現ニ發行シテ居ル銀行券ガ無クナッテ居ルト云フコトガ明カニナッテ居ルナラバ、現ニ私ガ百圓ナラ百圓券ヲ十枚今持ッテ居ル、是ガ燒ケタト斯ウ云フ證據ガ出マシタ場合ニハ、是ダケハ兎ニ角何者カガ其利得ヲシナケレバナラヌ、何者カデナイ、ソレハ日本銀行ガ利得スルモノデアル、何トナレバ日本銀行ノ名義ニ於テ發行シテアリ、何時デモ引換申上ゲマス云フコトガ紙幣ニ謳ッテアル、ソレガ燒ケタト云フノデア

ルカラシテ、其燒ケタ對價ニ付テハ、ソレダケ日本銀行ハ正貨ヲ準備シテ居

テモ、是ハ準備金ノコトナノデ、今ノ燒ケタ紙幣ニ付テハ、其利得ハドウデモ日本銀行ガ之ヲ利得シナケレバナラヌモノデナイカ、斯ウ云フ議論デアル、是ガ第二點、ソレカラ第三ニ於テハ佛蘭西トカ白耳義トカ其他ノ外國デモ矢張法律ヲ以テ其燒ケタ——減失シタモノニ付テハ、國家ニ歸屬セシメルト云フ法律ヲ拵ヘテ居ル、斯ウ云フコトデア

リマス、ソレハ所謂法律ヲ以テ規定スルニアラズンバ、當然發行銀行ノ利得ニ歸スルカラ、必要上法律ヲ以テ之ヲ規定スル所以デアル、日本ノ如ク未ダ其點ニ於テ何等ノ規定ヲ存シナイ場合ニ於テハ、是ハドウシテモ日本銀行ノ所得トナサナケレバナラヌ、ソレデハ

不都合デアルカラト云フテ法律ヲ以テ制定スル必要ガアルノデアル、ソコデ私ノ議論ハ、是カラ先歐羅巴各國ノ如ク、豫見シテ法律ヲ以テ國庫ノ所得ニ歸スルト云フ法律ヲ制定スルコトニ付テハ、何等異存ハアリマセヌ、ソレハ全然同感デアル、同感デアルガ、先程申上ゲタヤウナ既ニ日本銀行ノ既得權ニ屬スル減失、是マデ減失シテ居ル其既得權ニ付テ、横合カラ何等法律ガ無イノニ、是マデ日本銀行ノ所得ニ歸スベキモノヲ、横合カラ出テ是ハ日本政府ノ物ダト云フテ、之ヲ強奪スルヤウナ規定ヲ既往ニ遡ッテ設ケルト云フコトハ、

是ハ法律觀念ニ反スルコトデアッテ、吾等立法ニ協賛スル者ハ、ソシナ無責任ナコトデ此法律ヲ直グ協賛ヲ與ヘルト云フ譯ニイカヌデハナイカ、又政府當局者モ國家ノ立法ノ立場カラ云フナラバ、ソシナ無責任ナコトデ此法律公布ノ場合ニ於テ御裁可ヲ得ルト云フコトハ、餘リニ無責任デハナイカ、斯ウ云フ私ノ見解デアリマス、以上三點ガ私ノ立論ノ根據デアリマス、ソレニ付テ聞ク所ニ依ルト、是ハドウモ金融制度調査會ニ於テハ此點ニ議論ガ觸レナイ

デ、先程大藏大臣ノ云ハレタヤウナ、ホシノ大難駁ノ常識論カラ、是ハ震災デ

ス、私ノ感ズル所ニ依リマス云フト、要スルニ是ハ政府當局者ト原君ト意見ノ違ヒ、條例ノ解釋ノ相違デアルト思フノデアリマス、之ヲ無制限ニ御質問

ヲ承ッテ居ルノデアリマスガ、若シサウ云フコトデアルトスレバ、吾ミハ尙更此點ニ向ッテ十分ナル研究ヲ進メ、又政府當局デモモウ少シ此根本義ニ於テ確乎不動ノ御意見ヲ御定メニナッテ、御答辯ヲ願ヒタイト思フ、私ハソコデ司法省ニモ承リタイ、法制局ニモ承リタイ、サウシナイト、唯感情デ法律ヲ制定スルヤウナコトニ相成ッテハ、吾ミ立法ニ協賛スル任務ガ盡セナイト思フノデアリマス、ソコデ本日ハ司法省ノ政府委員モ御出ニナラナイシ、法制局長官モ御出ニナラナイカラ、篤ト此點ニ向ッテ一ツ廟議ヲ決シテ戴キタイノデアリマス、如何デアリマスカ、松本銀行局長ハ鹿ヲ逐フ獵師ガ山ヲ見ナイヤウナ譯デ、當然國庫ニ歸スベキモノト云フ一天張デオイデニナルケレドモ、吾

ミハ了解ガ出來ナイノデ、根本義ヲ定メテ置イテ戴キタイト思ヒマス、幸ニ豫算委員會モ開イテ居ッテ、吾ミ豫算委員デアリマスカラ、今日ハ延バシテ戴キタイデス

○加藤委員 先日來原君ノ法律見解ノ御意見ヲ承リマシタ、又政府委員モ之ニ對シテ屢答辯ヲサレタノデアリマス、私ノ感ズル所ニ依リマス云フト、要スルニ是ハ政府當局者ト原君ト意見ノ違ヒ、條例ノ解釋ノ相違デアルト思フノデアリマス、之ヲ無制限ニ御質問

ヲ承ッテ居ルノデアリマスガ、若シサウ云フコトデアルトスレバ、吾ミハ尙更

此點ニ向ッテ十分ナル研究ヲ進メ、又政府當局デモモウ少シ此根本義ニ於テ確

乎不動ノ御意見ヲ御定メニナッテ、御答

辯ヲ願ヒタイト思フ、私ハソコデ司法

省ニモ承リタイ、法制局ニモ承リタイ、

サウシナイト、唯感情デ法律ヲ制定

ニナリマシテ、應答シタ所ガ、際限ハナ
イト思ヒマスカラ、出來得ルナラバ此
際ニ各派ノ理事ニ於テ相談ヲシテ、此
解決ノ懇談會デモスルコトニスルカ、
然ラザレバ是多數決ニ依テ御採決ヲ
願フト云フヨリ外ニ、此始末ヲ付ケル
途ハナイト思フノデアリマス、成ベク
ハ此二方法ノ中何レカニ委員長ノ御取
計ヒヲ願ヒタイ

○原委員 私ハ此質問ヲ好ンデ妨グル
ト云フコトデアルノデハナイ、無限ニ
此質問ガ續クナント云フコトヲ仰シヤ
ラレルケレドモ、決シテサウデハナイ、
政府當局デ諒解ノ行ク説明ガ出來レ
バ、私ナドハ翻然トシテ諒解致シマス、
御聽ノ通りデアリマス、政府當局デハ
此點ハマダ御決メニナツテ居ナイ、ソ
コデ其政府ノ民事局長モ法制局長官モ出
テ其點ヲ御答辯ニナレバ、立所ニ諒解
ガ出來マス、ドウゾ惡カラズ御諒承ヲ
願ヒタイ

○島居委員 此問題ハ原君ノ御質問ノ
御議論ハ、是非非常ニ重大ナル御議論
デアツテ、未ダ會テ斯ウ云フコトガ事實
ニ於テ起ツテ居ラナイ、此普通銀行時代
ニ政府ガ取ツテ居ッタ、臺灣銀行時代
ハ臺灣銀行ガ取ツテ居ッタ、斯ウ云フコ
トガハッキリ決ツテ居ラナイ爲ニ議論ガ
起ル、吾々ハ當然政府ガ之ヲ取ルト云
フコトニ付テ別ニ異議ハナイノデアリ
マスガ、法律上ノ解釋ガ曖昧デアルカ
ラ、ソコデ問題ガ起ルノデアリマスカ

ラ、此點ヲ銀行局長及大藏大臣カラ吾
等ノ得ルノ行クヤウナ法律解釋ヲハッ
キリシテ戴キマセヌカラ問題ガ起ルト
思フ、ソレヲ法律ノ見解デナクテ、日
本銀行ニ取ラスヨリモ、政府ニ取ラシ
タ方ガ宜イト云フ常識的判斷ノ下ニ、
此事ヲ解決シヤウト爲サルカラ、法律
的ノ議論ガ起ツテ來ルト思フ、私ハ是ハ
將來ノ爲ニモ、斯ウ云フ問題ハ法律的
ニハッキリシテ置ク必要ガアラウト思
フ、ソレハ銀行局長、大藏大臣ニ於テ其
說ヲ得ル出來ル程度ニ於テ御説明ヲ
願ヘバ、此問題ハ解決出來ルト私ハ思
フ

○小野委員長 ソレデハ是ヨリ暫ク懇
談會ヲ開キマセウ
〔速記中止〕

○小野委員長 是ヨリ再開致シマス
○松本政府委員 此利得ニ付キマシテ
前回私ガ申述ベマシタ所ノ言葉ガ甚ダ
不十分デゴザイマシテ、委員長ノ御注
意ニ依リマシテ、其言葉ヲ訂正シマス、
此利得ハ一般國民ノ損失ヨリ生ジタモ
ノデアリマスノデ、此利得ヲ還元スル
ト云フ意味ニ於キマシテ、國債償還ヲ
致スコトガ一番一般國民ニ還元スル所
以デアルト存ジマシテ斯様ニ致シマシ
タ

○小野委員長 ソレデハ是デ暫ク休憩
致シマス
午後二時四十三分休憩

午後三時五十八分開議

○小野委員長 休憩前ニ引續イテ再開
致シマス、是ヨリ討論ニ入りマス

○小川委員 私ハ兌換銀行券整理法案
ニ少シク修正ヲ加ヘテ賛成ヲ致シタイ
ト思ヒマス、其修正セントスル所ハ、引換
期限十五年ヲ十二年ト改メルコトデア
リマス、隨テ法文ノ上デハ第一條及第
二條中「昭和十七年」ヲ「昭和十四年」ニ
改ム、斯ウ云フヤウニ修正シタイト思
ヒマス、其理由ヲ述ベマス、政府ノ示サ
レマシタ材料ニ依テ之ヲ見マスルニ、
第一「兌換銀行券發行停止ノ際ニ於
ケル流通高ト、停止後五箇年目、十箇年
目及十五箇年目ノ流通高トノ割合」ニ
付テ見ルニ、十箇年目ニナリマスと兌
換銀行券ノ百分ノ七・五ガ回收セラレ
ズニ殘ツテ居ルト云フコトニナリマス、
ソレガ十五年目ニナルト百分ノ三・九
ニナリマス、十五年目ト十年目トノ
差ハ僅ニ百分ノ三・五八デアリマス、即
チ十年目ヨリ十五年目ニ至ル五年間ニ
回收セラレルモノハ極メテ僅カデアリ
マス、之ヲ十五年マデ延バシテ、置クト
云フ理由ハ頗ル薄弱デアルト思ヒマ
ス、尙ホ印刷能力カラ見マス、新銀行
券二十億圓全部ヲ拵ヘルノニハ五年程
掛ルト云フコトデアリマス、政府ノ示サ
レタ「兌換銀行券製造枚數」ヲ見ルト、
昭和二年度カラ既ニ百圓券、十圓券ノ
新券ヲ發行セラレルノデアリマス、舊
券ト新券トヲ並ベテ發行セラレルノデ

アリマス、昭和四年度ニナルト殆ド新
券ヲ發行スルコトニナリマス、ソレデ
アリマスカラ昭和四年度カラ起算シテ
向フ十年トスルト、新券バカリ發行シ
テヨリ十年間ト云フコトニナルノデア
リマス、茲ニ於テ今述ベマシタヤウニ
昭和十四年三月三十一日ヲ期シテ強制
通用力ヲ失ハシメルト云フコトニシ
テ宜カラウト思ヒマス、期限ヲ早メル
コトニ對シテ、公衆ニ迷惑ヲ及ボシハ
セヌカト云フコトヲ懸念スル者モアリ
マスガ、本案第一條ニモ定メテアル通
リニ、強制通用力ヲ失フタル後ニ於テ
モ、政府又ハ日本銀行ニ於キマシテハ、
之ヲ受入レルノデアリマス、尙ホ第三
條ニ依リ期限經過後ニ於テ政府ハ兌換
銀行券ノ引換義務ヲ承繼スルノデアリ
マス、承繼後ニ於ケル引換ハ日本銀行
本支店ニ於テ之ヲ取扱フノデアリマ
ス、故ニ公衆ニ對シテハ迷惑ハ及ボサナ
イト思ヒマス、之ヲ會テ政府紙幣國立
銀行紙幣ニ付テ通用ヲ禁止シ、更ニ五
年ヲ限ツテ引換ヲ止メ、其後ハ所有セル
個人ノ損失ニ歸スルコトニシタノト較
べルト、此案ハ公衆ニ對シテ非常ニ寬
大ニ出來テ居ルノデアリマス、之ニ迷
惑ヲ掛ケルコトハ、斷ジテナイト思ヒ
マス、之ニ反シテ國庫ノ利益ヲ考ヘテ
見マスルニ、原案ヨリハ二年早ク整理
ガ付キ、喪失兌換銀行券ノ額ガ國庫ニ
歸屬スルコトナレバ、會テ政府委員
ノ御話ニナリマシタ如ク、假ニソレヲ

四千萬圓トシ、其四千萬圓ヲ公債償還ニ當テレバ利子ハ一年ニ二百萬圓、三箇年デ六百萬圓國庫ヲ利益スルコトニナリマス、若シ四千萬圓ヲ一度ニ公債償還ニ當テナイデ、其半分ノ二千萬圓ヲ償還ニ當テルトシテモ年ニ百萬圓、三箇年デ三百萬圓國庫ノ利益ニナルノデアリマス、吾々ハ財政ヲ整理スルト云フ上カラ見テ、國庫ノ利益ヲ考ヘナケレバナラス、一方ニハ國庫ノ利益トナリ、他方ニハ公衆ノ迷惑ニナラヌトスレバ、前申上ゲマシタヤウナ修正ガ適當デアラウト考ヘマス、是ガ私共ノ修正案ヲ提出スル理由デアリマス

「賛成」ト呼フ者アリ

○小野委員長 一寸議事整理ノ意味デ小川君ニ質シテ置キマスガ、初ニ「十七年三月三十一日」ヲ「十四年三月三十一日」ト改メルノハ、引換期限ト仰シヤッタヤウニ承リマシタガ、強制通用力ヲ原則トシテ失ハシメル、其期限ト云フ意味デアッタノデアリマセウネ

○小川委員 引換期限ト云フノハ、普通サウ申シテ、諒解サレテ居リマスカラ、此言葉ヲ借リテ使ヒマシタニ過ギマセヌ、法文ト致シマシテハ、其後ニ申シ述ベマシタヤウニ第一條及第二條中「昭和十七年」ヲ「昭和十四年」ニ改メルコトニシタイト申シタノデアリマス
○小野委員長 ソレカラモウ一ツ國民ノ迷惑ニハナラヌト云フコトノ理由トシテ御説明ニナッタ中ニ、政府又ハ日本

銀行ニ於テハ昭和十七年若クハ十四年以後ニ於テモ尙ホ受入レルト云フ風ニ仰シヤッタヤウデアリマスガ、サウスルト、政府ガ今マデ御説明ニナッタ但書ト雖モ、強制通用力ハ失ハナイ、即チ引換ト云フコトニ止マラズシテ、強制通用力ハ政府又ハ日銀ニ於テ受入レル場合ニ於テハ、何等カノ法律ガ出ナイ場合ニハ未來永久デアルト云フ其説明ニ矛盾スルヤウニ思ヒマスガ、ドウ仰シヤッタノデアリマシタカ、モウ一度伺ッテ置キマス

○小川委員 私ノ申シマシタノハ第一條ヲ「日本銀行ガ發行シタル左記種類ノ兌換銀行券ハ昭和十四年三月三十一日限り強制通用ノ效力ヲ失フモノトス、但シ政府又ハ日本銀行ニ於テ受入レル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス」トシタイト云フノデアリマス、昭和十四年三月三十一日後ニナッテモ、政府又ハ日本銀行ハ其兌換券ヲ受ケ入レルノデアリマス、隨テ公衆ニハサウ迷惑ニナラナイト云ッタノデアリマス、ソレカラ第三條ニ於キマシテ「第一條ノ期限ノ經過後政府ハ同條ノ兌換銀行券ノ引換義務ヲ承繼ス」トアルカラ、日本銀行ニハ兌換銀行券ノ引換ハシテ貰ヘナイガ、政府ガ引換ヘテ呉レルコトニナル、而シテ實際ノ引換ハ事務ハ日本銀行本支店デ取扱フトシテアリマス故ニ、公衆ニ迷惑ハ及ボサイト云ッタノデアリマス

○小野委員長 私ノ今承ッタ意味デハ、日本銀行デ受入レルト云フ意味ハ、唯受入レルバカリデハナク、強制通用力ガアル、斯ウ云フ政府ノ説明デアッテ、又吾々モサウ思ッテ居ルノデアリマスガ、引換ニ來タ時ニハ受入レテヤルノダト云フ特別ノ恩惠ノ意味デナク、當然政府日銀ハ厭ガ應デモ受入レナケレバナラス、政府日銀ニ對シテハ強制通用力ガアル、斯ウ云フ風ニ但書ヲ解シテ居リマス

○小川委員 法文ハ當然其通りデアリマス
○島居委員 私モ小川君ノ修正意見ニ對シテハ賛成ノ意ヲ表スルモノデアリマス、尙ホ第四條ニ對シテ本員ハ一ツノ希望ヲ有ッテ居ルノデアリマス、大體此收入トナルベキ金ノ性質ヲ考ヘテ見テ、其使途ヲ考究スルト云フコトハ、將來餘程考フベキ事柄デアルト考ヘマス、此第四條ニアル前條ノ引換ノ請求ナシト認メタ兌換券、即チ失ハレルタル金額其モノヲ考ヘテ見ルト、零細ナル細民ノ金ガ其中ノ大部分ヲ占メテ居ルト考ヘルノデアリマス、殊ニ此中ニハ震災當時ニ於テ失ハレル兌換券ガ餘程含マレテ居ルト云フコトハ明ナル事實デアリマスカラ、此金ニ對シテ將來如何ニ之ヲ使用スルカト云フコトニ付テハ、相當ノ考慮ヲ拂フベキ餘地ガアルト思ヒマス、加藤友三郎內閣ノ時ニ、貨幣鑄造益金ヲ以テ社會政策の事業ニ

使用セントスル法案ガ出マシタガ、是ハ其當時十分ナル審議ヲ見ルニ至ラナカッタノデアリマスガ、併ナガラ其後貨幣鑄造益金ト云フモノガ師範教育ノ基金及農村振興ノ基金トシテ使用サレテ居ル例ニ見マシテモ、本案ニ現ハレタル如キ此金ハ、將來必ズ社會政策的の見地ニ立チタル事業ニ使用スルコトガ最も妥當ナルコトデハナカラウカト私ハ思フノデアリマス、過日來色々政府委員ト質問應答シタ中ニ震災手形ノ公債ニ當テルト云フ風ナ意味モ説明サレタノデアリマスガ、私ハ是ハ左様ナコトニ當テルヨリモ、寧ロ最モ適當ナル方法ニ於テ、社會事業ニ之ヲ當ツベキガ妥當デアルト信ズルノデアリマス、故ニ此金額ハ、殊ニ近キ將來ニ於テ是ガ現ハレテ來テ其使用ガ明トナル場合デアリマスレバ、私ハ本案ニ對シテハ反對ノ意見ヲ有ッ者デアリマス、併ナガラ是ハ十五年ノ後ニ現ハレテ來ル問題デアリマス、只今小川君ノ修正ニ依テ十二年トナリマシタノデ十二年ノ後ニ現ハレテ來ル金額デアリマスカラ、之ニ對シテ希望條件ヲ付シテ本案ニ賛成シタイト思ヒマス、其希望條件ハ「本法ニ依リ國庫ニ歸屬シタル利得ハ之ヲ社會政策的施設ニ使用スルモ亦一方法ナリト信ズルガ故ニ此點ニ關シテ政府ハ將來考究セラレンコトヲ望ム」ト云フ希望條件ヲ附シテ本案ニ賛成スル者デアリマス

○加藤委員 只今小川君カラ修正意見
ガアリマシタ、私ハ政府者ニ過日承ッタ

時ニ、十五年トシタノハ、ユトリヲ付ケ

テ十五年トシタノデアルト云フ御答辯

デアリマシタ、而シテ此圖案ノ如キハ

永クモ二年モカカレバ、又印刷能力モ

三四年ナラバ出來ルト云フ當局者ノ御

話デアリマシタ、サウスルト假令之ヲ

小川君ノ意見ノ如ク十二年ニ修正致シ

マシテモ、政府者ガ其整理ヲ行フ上ニ

於テ、何等差支ガナイノミナラス、又一

般公衆ニ於テモ左ノミ不便ヲ受ケルコ

トハナイト考ヘマスノデ、小川君ノ修

正意見ニ同意致シマス、次ニ島居君カ

ラ只今希望條件ガ出マシタガ、私ハ此整

理ニ依テ生ジタル金ヲ公債ノ償還ニ使

フト云フコトハ、現在ノ所デハ先ヅ最

善ノ方法デアルト考ヘマスガ、島居君

ノ意見ニ依ルト、將來社會事業遂行ノ

上ニ必要ヲ生ズルコトモアルト思ハレ

ル、故ニ此方面ニ付テモ政府者ガ此年

限ノ間ニ相當考慮シテ、其方面ニ振向

ケルコトニシテ貫ヒタイト云フ御希

望デアリマスガ、此御希望モ相當ノコ

トト考ヘマスノデ、之ニモ賛成致シマ

ス

○小野委員長 他ニ御發言ガナササウ

デアリマスカラ採決致シマス、小川君

ノ修正案ニ御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○小野委員長 御異議ナイト認メマ

ス、其通り決シマス、尙ホ島居君ノ希望

條件モ同様ト認メテ宜シウゴザイマセ
ウカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○小野委員長 ソレデハ左様ニ確定致

シマシタ、連日ノ御苦勞ヲ謝シマスガ、

尙ホモウ一ツ此委員會ニ付託サレテ居

ル信託業法改正案ニ付テ明日午前十時

カラ先ヅ提出者ノ説明ヲ聽キ、審議ヲ

進メタイト思ヒマス、本日ハ是デ散會

致シマス

午後四時十六分散會

昭和二年三月十四日印刷

昭和二年三月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社